

手当を受けることができる人は？

児童扶養手当は、次に当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母または両親にかわってその児童を養育しているかた（養育者）が手当を受けることができます。

「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

< 支給の対象となる児童 >

1. 父母が離婚した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が政令で定める障がいのある児童
4. 父または母が生死不明な児童
5. 父または母が1年以上遺棄している児童
（連絡等がとれず児童の養育を放棄していること）
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父または母が1年以上刑務所等に拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
9. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

注 意

次のような場合には、手当てを受ける資格がありません。

児童が...

1. 日本国内に住所を有しないとき
2. 児童福祉法上の里親に委託されているとき
3. 手当受給者が母の場合、父と生計を同じくしているとき（父が一定以上の障がいの状態にある場合を除きます）
4. 手当受給者が父の場合、母と生計を同じくしているとき（母が一定以上の障がいの状態にある場合を除きます）
5. 父または母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されているとき
6. 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

ひとり親家庭の父・母または養育者が...

日本国内に住所を有しないとき

- ※ なお、母又は養育者については、平成15年4月1日において支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、手当の請求をすることができません。（父子家庭の方に対しては、適用されません。）